

特定非営利活動法人
いわき放射能市民測定室
「たらちね」

定款

特定非営利活動法人いわき放射能市民測定室定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いわき放射能市民測定室と称する。また、通称を「たらちね」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県いわき市小名浜花畑町1 1 番地の3に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、原発事故等の被ばく者に対して、被ばくの影響を調べ、また放射線被ばくをより低く抑えるために、食品等の放射能汚染を測定する機器を、市民自らの手で配備し、市民自ら測定する事業並びに、その他必要とされる事業を行い、市民の命と健康を守ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 消費者の保護を図る活動
- (9) 科学技術の振興を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 放射線量の測定事業
- (2) 放射線量のデータの収集と公開事業
- (3) 国内外の放射線専門家との連携事業
- (4) 外部被曝及び内部被曝に関する研修事業
- (5) 放射線から市民の健康を守るための事業
- (6) たらちねクリニック設置運営事業
- (7) 被ばく防護のためのコンテンツ作成と販売事業
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法という」）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人（および団体）。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、財政的支援を行う個人および団体。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事会は前項の入会申込者が、この法人の目的に賛同し第5条に定める事業に協力できるものであると認めるときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 理事長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) 法令、この定款または規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、事前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第12条 すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を要求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合

(2) 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第15条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集の請求があった場合

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は第24条第2項第1号及び第2号の規程による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面によ

り、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法、ファックス及び即時性と双方向性の確保されたウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、FAX又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面若しくは電磁的方法、ファックス及び即時性と双方向性の確保されたウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステムをもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面、FAX又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。ただし、総会の日まで前年度の予算を基準として執行する。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業計画及び予算の変更)

第47条 事業計画及び予算は必要に応じて、理事会の議決を経て、変更することができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は

理事長 織田好孝

副理事長 長谷川秀雄・飯塚友理子

理事 面川春光・菅本卓也・佐藤和良・福島あずさ・鈴木薫・古市三久・佐藤景子・
酒井明子・小松真澄

監事 木村肇二郎・中島孝子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2014年6月30日までとする

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2013年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 12,000円

賛助会員 一口 3,000円

(定款改正の経緯)

2017年6月17日 一部改正 (通常総会議決)

2025年5月29日 一部改正 (通常総会議決)

この定款は特定非営利活動法人いわき放射能市民測定室2025年度定期総会において定款の変更が認められ、法務局への変更登記が完了した時点から施行する。

この定款は特定非営利活動法人いわき放射能市民測定室のものに相違ありません。

特定非営利活動法人いわき放射能市民測定室

理事長 鈴木 薫